

感染症情報

新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する要望書について

(地Ⅲ174F)

平成21年11月11日

日本医師会感染症危機管理対策室長 飯 沼 雅 朗

「新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン等に関するご意見」については、平成21年10月9日付(地Ⅲ142)文書をもって貴会宛お送りしましたところ、貴重なご意見を多数頂戴いたしまして感謝申し上げます。

本日、お寄せいただきましたご意見等をもとに別添要望書を取りまとめ、唐澤会長名により厚生労働大臣、副大臣、政務官へ提出するとともに記者発表を行いましたのでご報告申し上げます。

また、いただいたご意見のなかで多数ございました質問等照会事項については、下記のとおりQ&Aを作成しましたので併せてお送りいたします。なお、本Q&Aについては、今後必要に応じて追加・改訂を行う予定としておりますことを申し添えます。

平成21年11月11日

厚生労働大臣

長 妻 昭 殿

社団法人 日本医師会
会長 唐 澤 祥 人

要 望 書

本年5月の新型インフルエンザA(H1N1)の国内発生以降、各地域の医療機関は、地域住民の健康保持のため、昼夜を問わず真摯に対応しております。

しかし、新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、費用負担や接種回数など国の方針が二転三転するなか、供給の過剰な統制と相俟って、地域医療の混乱は極まっております。

さらに、季節性インフルエンザワクチンの接種と時期が重なり、かつ同ワクチンの絶対量が不足していること、定点医療機関当たりのインフルエンザ患者数が30を超える「警戒レベル」に達するなどさまざまな負担が重なる状況で、各医療機関は診療時間を延長するなどの対応で、必死に地域医療を支えているのが実情です。

これまで本会は、新たなウイルスの蔓延という非常事態であるとの認識のもと、可能な限り国の方針に協力してまいりましたが、このままでは、地域医療の崩壊は火を見るよりも明らかであります。

このような状況に鑑み、より多くの国民が安心してワクチン接種を受けることのできる体制の確保、受託医療機関の過剰な負担を解消するため、以下の事項の可及的速やかな実現を強く要望いたします。

一、季節性インフルエンザワクチンの供給

- ・必要量の緊急輸入の実施

一、新型インフルエンザワクチンの接種順位・回数

- ・地域の実情を考慮した可及的速やかな前倒しの実施(幼児(1歳以上)、小学校低学年)
- ・すべての希望者への第1回接種の実現

一、新型インフルエンザワクチンの供給体制の整備

- ・未接種の医療従事者分のワクチンの確保

- ・ 診療所を中心とした1mlバイアルの納入など、受託医療機関の実情に応じた供給の確保
 - ・ 過剰な供給統制の緩和による十分なワクチン供給量の確保と速やかな流通の徹底
- 一、新型インフルエンザワクチンの適切な接種体制
- ・ 各地域の実情に応じた集団的な接種への対応が可能となるよう、学校や行政の協力による具体的な実施方法の提示
- 一、適切な情報提供の実施
- ・ 受託医療機関への優先的かつ正確な情報提供の徹底
 - ・ 接種を受けるための手順、優先順位の考え方など、各都道府県、市区町村なども活用した、国民に対する十分かつわかりやすい情報提供の徹底
 - ・ 国民、医療現場の混乱を回避するため、メディアへの情報提供に際する慎重な対応
- 一、速やかな組織培養によるワクチン製造の実現
- 一、受託医療機関の過剰な負担を解消するため、医療現場の意見の十分な施策への反映と、日本医師会との事前協議の徹底

新型インフルエンザ (A/H1N1) に関する Q & A

平成21年11月11日

質 問	回 答
・ 医療機関への納期、納入量について	・ 各医療機関への納入数は各都道府県が配分調整を行い、決定しています。混乱が起これぬよう国に申し入れをしています。
・ 返品不可について	・ 接種は予約制としており、また返却品の再使用はできませんので、計画的な発注をお願いしたいと考えます。
・ 全員の抗体検査について	・ 抗体検査を全例に実施することはキャパシティ、予算、期間等を考慮すると現実的でないと考えます。
・ 1回接種について	・ 臨床試験の中間報告を踏まえ、大多数の医療従事者については1回とされたところです。その他については今後の臨床研究の結果等から判断されます。
・ 接種した医師の責任について	・ 受託医療機関の契約書にあるとおり、国が賠償責任を負うものとしており、法整備の準備中です。法の制定前についても遡って免責されます。
・ 集団接種・体制について	・ 受託医療機関以外の場所での接種を禁止されているわけではありません。市町村等と協議いただきたい。
・ 診療時間を分けて接種することについて	・ 接種の時間を分けることを必須とはしておらず、他の方法(空間の分離等)により、接種者の感染リスクの軽減を図っていただきたい。
・ 「医療従事者」の職種について	・ 当初、国は医療従事者には、医師と看護師しか想定しておらず、医療機関が適切かつ柔軟な判断ができるよう、日医が国に対して申し入れた経緯があります。 医療従事者の機械的な線引きはしておらず、現場の裁量を認めています。 新型インフルエンザ患者の診療を行う診療科を対象としており、その他の職種であっても新型インフルエンザ患者の診療に携わる場合は、対象として差し支えありません。
・ 季節性との同時接種、接種間隔について	・ 季節性・新型のワクチンの同時接種は問題ありません。季節性と新型の間隔は任意でよいですが、それぞれの1回目と2回目の間隔は4週間程度が望ましいとしています。但し、蛋白量の関係、4価のワクチンが未承認のため、同一部位もしくは混注は差し控えていただきたい。
・ 既罹患患者で新型、季節性が判別つかない者への接種について	・ 現在流行しているA型インフルエンザはほとんどが新型と考えられますが、全例にPCR検査は実施していません。ワクチンの供給量が限られており、また既罹患患者は抗体を持っていると思われるため、予防接種は必要ないと考えられますが、これらを説明いただいたうえで接種を希望された場合については接種いただいてもかまいません。(ブースター効果)
・ ワクチン価格、接種費用の設定について	・ ワクチンの供給量に限りがあり、通常の市場取引で流通させた場合、買占めによる価格高騰、ワクチンの偏在等により、円滑な流通が困難となり得るため、販売価格、販売数、販売先の指定等、流通の統制的措置が取られています。 接種費用が低すぎるというご意見があることは承知していますが、「国民の負担」という視点もあり承知いただきたい。
・ 各種証明書の文書料について	・ 優先接種対象者に対し、各種証明書発行料を徴収することは、接種機会の確保を阻害するものと考えられるので、無料での対応をお願いしたい。
・ 10ml製剤の納入について	・ 本来、都道府県行政が配慮すべきではありますが、小規模の医療機関に10ml製剤が納入されないよう国に重ねて申し入れをしています。

新型インフルエンザワクチンの接種回数の見直しについて

(地Ⅲ176F)

平成21年11月13日

日本医師会感染症危機管理対策室長 飯 沼 雅 朗

下記のとおり、厚生労働省において、新型インフルエンザワクチンの接種回数について下記のとおり方針が定められ、同省新型インフルエンザ対策推進本部より、各都道府県等新型インフルエンザ対策担当課、及び本会に対して情報提供がありました。

なお、今後の接種スケジュールにつきましては、現在、出荷計画を精査しているところであるとのこととあります。

記

(1) 「健康成人」は1回接種とする。

今回の臨床試験において、20代から50代の健康成人については、1回接種で国際的な評価基準を上回る十分な抗体価の上昇がみられたこと、抗体価の上昇について1回接種と2回接種に差が見られなかったことなどから、健康成人についての接種は1回接種とする。

このため、「1歳未満の乳児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等」については、1回接種とする。

(2) 「妊婦」は1回接種とする。

妊婦については、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見、米国の妊婦に対する新型インフルエンザワクチンの臨床試験で健康成人と同様の反応が得られているとの情報等を踏まえ、健康成人と同様、1回接種とする。なお、12月中旬に1回目の接種結果が出される妊婦を対象とした臨床試験により検証を行う。

(3) 「基礎疾患を有する者」は1回接種とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても差し支えないものとする。

基礎疾患を有する者については、免疫反応が抑制されていない場合には、健康成人と免疫反応に差がないと考えられることから、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や諸外国の情報等も考慮し、1回接種とする。

なお、著しく免疫反応が抑制されていると考えられる者は、個別に医師と相談の上、2回接種としても差し支えない。

(4) 「中高生」は当面2回接種とするが、今後の中高生を対象とした臨床試験の1回目の接種結果等を踏まえ判断する。

「中高生」については、10月20日の新型インフルエンザワクチンの接種回数に関する対応方針のとおり、当面2回接種とするが、今後、国内データ、海外の知見等を収集し、専門家の意見を聴取しながら、12月中に1回目の接種結果が出される中高生を対象とした臨床試験を踏まえ、判断する。

(5) 「65歳以上の者」は1回接種とする。

65歳以上の者については、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見、基礎疾患を有する者で免疫反応が抑制されていない方々との整合性等を考慮し、健康成人と同様、1回接種とする。

「19才の者」の取扱い等について

○「中高生」とは「中学生、高校生に相当する年齢の者」のことをいう。

○具体的には、

①接種時点で満13歳以上であって

かつ

②平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

となる（別添下表「中学生、高校生に相当する年齢の者」参照）。

※中学生、高校生ではなくても上記の要件に当てはまる場合は該当

○従って、「中学生、高校生に相当する年齢の者」に該当しない18才及び19才の者については、1回接種となる。

※これらの者は、健康成人の臨床試験の結果や、諸外国の情報等も考慮して、20才以上の者と基本的に同様であると判断したため。

新型インフルエンザワクチンの接種回数の見直しについて

平成21年11月11日

厚生労働省

今般、健康成人に対する2回接種後の臨床試験の結果が得られたことから、新型インフルエンザワクチンの接種回数について、専門家の意見も伺いながら検討を行い、以下の方針で対応することとした。

《10月20日発表時の確定事項》

- 「新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」については、1回接種とする。
- 「1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者」及び「小学校4年生から6年生までに相当する年齢の者」については、2回接種とする。

なお、中学1年生に相当する者であっても接種時に13歳になっていない者については、2回接種とする。

(1) 「健康成人」は1回接種とする。

今回の臨床試験において、20代から50代の健康成人については、1回接種で国際的な評価基準を上回る十分な抗体価の上昇がみられたこと、抗体価の上昇について1回接種と2回接種に差が見られなかったことなどから、健康成人についての接種は1回接種とする。

このため、「1歳未満の乳児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等」については、1回接種とする。

(2) 「妊婦」は1回接種とする。

妊婦については、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見、米国の妊婦に対する新型インフルエンザワクチンの臨床試験で健康成人と同様の反応が得られているとの情報等を踏まえ、健康成人と同様、1回接種とする。なお、12月中旬に1回目の接種結果が出される妊婦を対象とした臨床試験により検証を行う。

(3) 「基礎疾患を有する者」は1回接種とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても差し支えないものとする。

基礎疾患を有する者については、免疫反応が抑制されていない場合には、健康成人と免疫反応に差がないと考えられることから、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や諸外国の情報等も考慮し、1回接種とする。

なお、著しく免疫反応が抑制されていると考えられる者は、個別に医師と相談の上、2回接種としても差し支えない。

(4) 「中高生」は当面2回接種とするが、今後の中高生を対象とした臨床試験の1回目の接種結果等を踏まえ判断する。

「中高生」については、10月20日の新型インフルエンザワクチンの接種回数に関する対応方針のと

おり、当面2回接種とするが、今後、国内データ、海外の知見等を収集し、専門家の意見を聴取しながら、12月中旬に1回目の接種結果が出される中高生を対象とした臨床試験を踏まえ、判断する。

(5) 「65歳以上の者」は1回接種とする。

65歳以上の者については、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見、基礎疾患を有する者で免疫反応が抑制されていない方々との整合性等を考慮し、健康成人と同様、1回接種とする。

「19才の者」の取扱い等について

○「中高生」とは「中学生、高校生に相当する年齢の者」のことをいう。

○具体的には、

①接種時点で満13歳以上であってかつ

②平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者となる(下表参照)。

※中学生、高校生ではなくても上記の要件に当てはまる場合は該当

○従って、「中学生、高校生に相当する年齢の者」に該当しない18才及び19才の者については、1回接種となる。

※これらの者は、健康成人の臨床試験の結果や、諸外国の情報等も考慮して、20才以上の者と基本的に同様であると判断したため。

(表) 「中学生、高校生に相当する年齢の者」

高校3年生に相当する年齢の者	平成3年4月2日～平成4年4月1日に生まれた者
高校2年生	〃
高校1年生	〃
中学3年生	〃
中学2年生	〃
中学1年生	〃
	平成8年4月2日～平成9年4月1日に生まれた者(注)

(注) (第1回目の) 接種時点で13歳未満の者を除く

中学生に相当する年齢の者の新型インフルエンザワクチンの接種に係る予診票等の変更について

(地Ⅲ179F)

平成21年11月16日

日本医師会感染症危機管理対策室長 飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザワクチンの接種に係る16歳未満の者の保護者の同伴につきましては、平成21年11月5日付(地Ⅲ166F)をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、下記のとおり、当該接種対象者が保護者の同伴を伴わず接種を行う場合にあっては、保護者の確実な同意の確認、十分な予診の実施及び接種意思の確認が必要なことから、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」別紙様式2の予診票にかえ、別添様式の予診欄(予診票)を用いることとなりました。これに伴い、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局より、各都道府県等新型インフルエンザ対策担当課宛に事務連絡がなされ、本会に対しても、周知方依頼がありました。

なお、本件では、当該接種対象者が持参する当該様式については、厚生労働省ホームページに掲載する予定であり、当該接種対象者は、これをダウンロードしてあらかじめ必要事項を記載した上で接種を受けるよう、各都道府県等から住民への周知を求めるとともに、併せて、保健所及び保健センター

等の窓口当該様式を備え置き複写ができるようにする、又は中学校を通じて配布できるようにする等、当該様式を入手できない者に対する特段の配慮を求めています。

中学生に相当する年齢の者の新型インフルエンザワクチンの接種に係る予診票等の変更について

事務連絡

平成21年11月13日

厚生労働省

新型インフルエンザ対策推進本部事務局

中学生に相当する年齢の者の接種に係る保護者の同伴については、「新型インフルエンザワクチンの接種に係る16歳未満の者の保護者の同伴について」（平成21年11月4日付け事務連絡）において連絡したところですが、当該接種対象者が保護者の同伴を伴わず接種を行う場合にあっては、保護者の確実な同意の確認、十分な予診の実施及び接種意思の確認が必要なことから、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」別紙様式2の予診票にかえ、別添様式の予診欄（予診票）を用いることといたします。

なお、当該接種対象者が持参する当該様式は、厚生労働省ホームページに掲載しますので、当該接種対象者はあらかじめ記載した上で接種を受けるよう、住民及び管下医療機関に周知をお願いするとともに、保健所及び保健センター等の窓口当該様式を備え置き複写ができるようにする、又は中学校を通じて配布いただけるようにする等市町村に依頼いただき、当該様式を入手できない者に対しても特段のご配慮をお願いいたします。

また、当該事務連絡の別紙様式の「1. ワクチンの目的」の文章中、「なお、新型インフルエンザワクチンは、希望される方すべてに接種ができるよう、十分な量を確保しています。」旨の記載をしておりますが、ワクチンについては、最終的に接種を希望されるすべての者にいきわたるだけの量を確保しておりますが、順次供給されるため、現時点において、接種を希望するすべての者に対する量は不足をしていることから、接種を希望される者が誤解を招くおそれがあるため、当該様式について、上述の記載を削除し、下記のとおりといたしましたので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

（別紙様式）

新型インフルエンザの予防接種について

保護者の方へ：必ずお読み下さい。

【予防接種の対象となっている中学生に相当する年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】

保護者が同伴することなくお子様に新型インフルエンザの予防接種を受けさせる場合には、あらかじめ保護者の方が、この説明文書の内容をよくお読みいただき、ご理解いただくことが必要です。さらに、接種を受けるお子様にも保護者の責任のもとに説明し、納得させて予防接種を受けさせてください。そして、この説明文書に保護者が署名して、当日は必ずお子様に持参させてください。もし、この文書の内容が理解できない場合や、接種を受けさせたいがお子様が納得していない場合には、必ず保護者が同伴するようにしてください。

なお、保護者が接種を受けさせると判断していた場合にも、お子様がその場で拒否した場合や、医師が接種の適応がないと判断した場合には、実施されないことがあります。

1. ワクチンの目的

新型インフルエンザの感染者の多くは軽症のまま回復していますが、ごく一部に重症化している方がいます（表）。このワクチンの目的は、あなたのお子様に接種することで、新型インフルエンザに感染して重症化しにくくすることにあります。ただし、ワクチンの効果は完全ではなく、接種したからといっても、確実に重症化を予防することができるわけではないことを理解しておく必要があります。

表 新型インフルエンザによる入院患者と重症患者 (2009年10月30日現在)

	総 数	うち、10～14 歳	うち、15～19 歳
推 定 患 者 数	427万人	133万人	75万人
入 院 患 者 数 (推計患者数に対する比率)	3,746人 (0.09%)	814人 (0.06%)	183人 (0.02%)
重 症 患 者 数 (推計患者数に対する比率)	259人 (0.006%)	50人 (0.004%)	9人 (0.001%)

※推定患者数は、平成21年7月27日から平成21年10月25日までの推計患者数

入院患者数は、平成21年7月27日から平成21年10月27日までに入院した者の数

重症患者数は、入院中に一時期でも急性脳症に罹患、又は人工呼吸器を利用した患者の数

2. ワクチンの安全性

国産の新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同じ製造方法で作られており、一定の安全性が確認されています。

ただし、接種した場所が赤くはれたり、痛みが数日続いたりすることがあります（発赤、腫脹、疼痛など）。また、一時的に発熱したり、吐き気や頭痛をおぼえることもあります（発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐など）。さらに、まれに全身にかゆみのある発疹が出ることがあります（発疹、じんましん、発赤、掻痒感など）。こうした症状が強く出てしまった場合には、すぐに医師に相談することで、適切な治療を受けることができます。

季節性インフルエンザの場合、接種した場所のはれや痛みなどは、接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、2～3日で消失します。発熱、吐き気や頭痛は、接種を受けられた方の5～10%にみられ、2～3日で消失します。そのほかに、ワクチン接種が原因かどうかは明らかではありませんが、急に手や足の動きが悪くなったり、意識を失ってしまったらといった重い症状が出ることがあります（ギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、紫斑など）。この場合も速やかに医師の治療を受けることで多くが回復しますが、極めてまれに後遺症を残すこともあります。なお、接種した場所の異常な反応や体調の変化、さらに高熱やけいれんなどの症状が出た場合には、速やかに医師の診察を受けて下さい。

3. 健康被害の救済制度について

今回の新型インフルエンザワクチンの接種を受けた方が、ワクチンの接種によって医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、現時点では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度により、将来的には、現在検討中の新法により、一定の補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、決められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するか、障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が新型インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前、あるいは予防接種をした後に紛れ込んだ感染症、あるいは別の原因など）によるものなのかの因果関係を、各分野の専門家において審議し、新型インフルエンザワクチンの接種によるものと認定された場合に補償をうけることができます。

4. 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医と相談の上、接種するかを決めて下さい。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害、気管支喘息等の基礎疾患を有する方
- (2) 予防接種で接種後2日以内に副反応（発熱や全身性発疹等のアレルギー症状）を疑う症状がある方

- (3) 過去にけいれんの既往のある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがある方

また、お子様が以下の状態の場合には、予防接種を受けることができません。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された方

くわしいことをお知りになりたい場合は、厚生労働省ホームページ等ご覧いただくとともに、厚生労働省又はお住まいの都道府県にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

厚生労働省コールセンター：03-3501-9031

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解し、お子様も接種について納得された上で接種させることを決めた場合は、下記の保護者自署欄に署名してください。(署名がなければ予防接種は受けられません。)

私は新型インフルエンザの予防接種を受けさせるに当たっての説明文書を読み、予防接種の目的や効果、安全性について理解しました。この文書を持参する本人の保護者として新型インフルエンザのワクチンを接種することに同意します。

保護者自署 _____

被接種者氏名 _____

被接種者生年月日 _____

住 所 _____

緊急の連絡先 _____

※ 次頁の予診欄は、中学生に相当する年齢の方を対象として実施する新型インフルエンザの予防接種において、保護者の方が同伴しない場合に必要となるものです。お子様が1人で予防接種を受ける場合は、必ず、上記保護者自署欄と予診欄を提出させるようにしてください。

予診欄に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。

予診欄

		診察前の体温		度		分	
住所							
受ける人の氏名		男女	生年月日	平成(満)	年(歳)	月	日(ヵ月)
優先接種対象者等分類	1. 基礎疾患を有する者 2. 中学生に相当する年齢の者						

質問事項	回答欄		医師記入欄
接種を受ける方の発育歴についておたずねします 生まれたときの体重が少なかつたり、出産時、出生後、乳幼児検診などで異常があると いわれたことがありましたか	あった	なかった	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症、その他の病気 にかかり、医師の治療(投薬など)を受けていますか 病名()	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください()	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に、家族や遊び仲間に、インフルエンザ、麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜ などの病気の方がいましたか (病名)	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
新型インフルエンザ又は季節性インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか その際に具合が悪くなったことはありますか	はい	いいえ	
これまでにインフルエンザ以外の予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
ニワトリの肉や卵などにアレルギーがありますか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか ()歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱がでましたか	はい	いいえ	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった方はいますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ	
上記の質問事項に対し、あなたが記入された回答をもとに、医師が問診や診察を行い、予防接種が可能であると判断した場合、 接種することに同意しますか(同意します ・ 同意しません) ※かつこ内のどちらかを○で囲んでください 平成 年 月 日 保護者自署			

医師の記入欄
 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能 ・ 見合わせる)と判断します
 接種を受ける本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をした
 医師署名又は記名押印

ワクチンメーカー名、ロット番号	接種量	実施場所、医師名、接種年月日
メーカー名	ml	実施場所
Lot No.		医師名
		接種年月日 平成 年 月 日